

## 天候不順が続いています。穂いもちへの警戒を！

- ・宮城県では、8月1日頃から低温少照で、雨の日が多く、いもち病の発生に好適な状況が続いています。
  - ・巡回調査(7月24日～25日)の結果、葉いもちの発生は平年より少ない状況でしたが、仙台管区気象台の発表(8月15日)では、8月22日まで太平洋側を中心に低温や日照不足が続くため、穂いもちの発生が懸念されます。
  - ・穂いもち防除を省略している場合等には、特に注意が必要です。
- ※「日照不足と低温に伴う農作物の技術対策情報第2号(水稻関係)」(平成29年8月16日発表)を参照ください。<http://www.pref.miyagi.jp/release/nourinsui/ho20170816-2.html>

### 防除のポイント

- ・葉いもちの発生が確認されたほ場では、降雨の合間に直ちに茎葉散布剤による防除を実施してください(表1)。
- ・葉いもちの発生が確認されていないほ場でも丁寧に見回り、いもち病の発生を確認した場合は、直ちに防除を実施してください。いもち病の常発地、育苗箱施用剤や水面施用剤を施用していないほ場、生育が遅いほ場や葉色が極端に濃いほ場では、特に注意してください。
- ・茎葉散布剤による穂いもち防除は、1回目が出穂直前、2回目を穂揃期に行い、穂いもちが多発するおそれがある場合や出穂期間が長引く場合には、3回目を穂揃期の7～10日後に実施することを基本としますが、いもち病が確認された場合は、これに関わらず直ちに防除を実施してください(表1)。

表1 いもち病の主な茎葉散布剤(農薬の登録は平成29年8月16日現在)

薬剤名	使用時期	使用回数	希釈倍率・使用量	作用機構分類 (FRACコード)
トライフロアブル	収穫14日前まで	2回以内	1,000倍	U16
ノンプラス粉剤DL	収穫7日前まで	2回以内	3～4kg/10a	U14, 16.1
ノンプラスフロアブル	収穫7日前まで	2回以内	1,000倍	
ビームゾル	収穫7日前まで	3回以内	1,000倍	16.1
ビーム粉剤	収穫7日前まで	3回以内	3～4kg/10a	
フジワン粉剤DL	収穫14日前まで	2回以内	3～4kg/10a	6
ブラシンフロアブル	収穫7日前まで	2回以内	1,000倍	U14, 16.1
ブラシン粉剤DL	収穫7日前まで	2回以内	3～4kg/10a	

※平成29年度宮城県農作物病害虫・雑草防除指針より抜粋

### 農薬使用上の注意

- 使用農薬については、使用回数、収穫前日数等を十分に確認してください。
- 病害虫の薬剤抵抗性の発達を防止するため、同一作用機構分類に属する剤の連続使用や多数

回散布にならないように注意してください。(下記※2参照)

- 農薬散布については周辺の養蜂家, 畜産農家, 養蚕農家等と事前に十分話し合いを行い, 使用する農薬の種類, 使用場所, 使用時期など情報の共有に努めてください。
- 無人航空機による空中散布にあたっては, 無人ヘリコプター散布用として登録を受けた薬剤を使用し, 「[空中散布等における無人航空機利用技術指導指針\(農林水産省\)](#)」(<http://www.pref.miyagi.jp/uploaded/attachment/634697.pdf>)別表2の空中散布等の基準に従って散布するとともに, 使用上の注意事項を遵守してください。また, 事故防止のため, 防除委託者(実施主体)及び防除実施者(オペレーター, ナビゲーター)は散布区域や散布飛行で注意を要する場所について, 事前の情報共有を十分に行い, 安全確保を心掛けてください。

※1 薬剤の選定にあたっては, 最新の農薬登録情報を確認してください。

[農薬登録情報 http://www.acis.famic.go.jp/index\\_kensaku.htm](http://www.acis.famic.go.jp/index_kensaku.htm)

※2 農薬の作用機構分類表については, 農薬工業会のホームページを参照ください。(殺虫剤: IRAC, 殺菌剤: FRAC)

[農薬の作用機構分類 http://www.jcpa.or.jp/labo/mechanism.html](http://www.jcpa.or.jp/labo/mechanism.html)

※3 「蚕注意マーク」の表示がある薬剤は, 事前に周辺の養蚕の状況等に注意を払い, 残効性等の特性を考慮してから使用(時期)を決めてください。

※4 農薬を散布する際には周辺作物の収穫時期に注意し, 農薬が飛散しないよう防止対策をとるとともに, 散布農薬を必ず記帳してください。

※5 農薬の空容器の野焼き(野外の焼却)は禁止されています。空容器の処理にあたっては, 産業廃棄物処理業者に委託するなど, 適正に行ってください。